

第 1 章

置戸町健康増進計画の概要

第1章 置戸町健康増進計画の概要

1. 健康増進計画策定の趣旨

国は、21世紀の我が国において、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。）に依りて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」）を推進することとなりました。これを受け、北海道においても「北海道健康増進計画 すこやか北海道21」を策定しています。

「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」）の中で、次の5点の基本方針が示されています。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

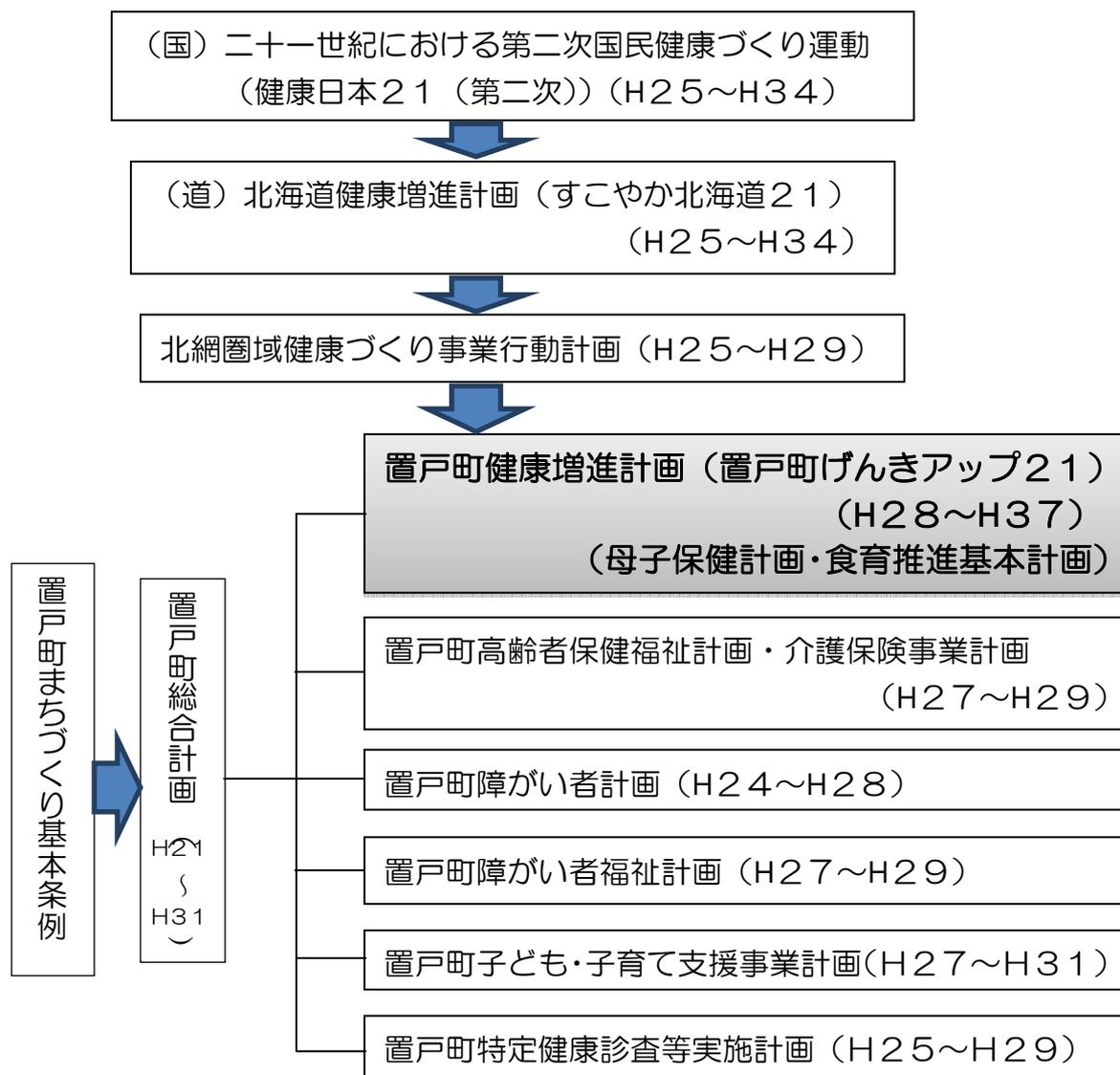
置戸町においても平成22年3月に「明るく元気に生活できる」を健康づくりの理念として「置戸町健康増進計画（置戸町げんきアップ21）」を策定し、取り組みを推進してきました。今回、新たになった国の基本方針を基にこれまでの取り組みの評価と現状、新たな課題を整理し、第2期健康増進計画を策定します。

2. 健康増進計画の位置づけ

本計画は「置戸町まちづくり基本条例」を基本として策定された「自然を愛し人にやさしいまちづくり」を目標とした「第5次置戸町総合計画」における保健分野の個別計画として位置づけます。

またこの計画は「置戸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「置戸町障がい者計画」「置戸町障がい者福祉計画」「置戸町子ども・子育て支援事業計画」「置戸町特定健康診査等実施計画」など関連計画と整合性を図るとともに、「母子保健計画」「食育推進基本計画」も含める内容としています。

策定にあたっては、「健康日本21（第二次）」基本方針を基に「北海道健康増進計画（すこやか北海道21）」「北網圏域健康づくり事業行動計画」との整合性を図ります。



3. 健康増進計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。なお、5年後の平成32年度に中間評価を行うこととし、社会状況の変化や法制度、計画などの変更に伴い、必要に応じて見直しを行います。